

令和 6 年 5 月 22 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20H01425

研究課題名（和文）国際法における「帰属」の遍在性に関する研究

研究課題名（英文）Attribution in International Law: Its Ubiquitous Relevance

研究代表者

岡田 陽平（Okada, Yohei）

神戸大学・国際協力研究科・准教授

研究者番号：30760532

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 11,200,000円

研究成果の概要（和文）：本件課題のもとでの研究プロジェクト（本研究プロジェクト）では、国家責任条文5条に基づく行為帰属や政府職員の免除のうち事項的免除の対象となる公的行為を題材に、国家責任法と国家免除法の間には一定の概念のおよび規範的重なりがあるということを明らかにした。とりわけ国家責任条文5条について、国家免除の文脈で発展してきた主権的行為と業務管理行為との区別が意味をもつものの、後者が国に帰属しえないわけではないということを示した。その結果、国家責任条文5条は、この問題を規律する現行の国際法規則を適切に表現していないと結論づけ、より望ましい文言を提案するに至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国が自然人を介してのみ行動することのできる抽象的な実体であるにもかかわらず、また、国際法実現過程への参加者が多様化しているにもかかわらず、国際法が国家中心的な体系をまがりなりにも維持しているのは、まさに国への帰属という法的作業を経由することによってである。実践におけるアクターの多様化に直面してもなお、この国家中心的な体系を維持することが可能であるか、また、維持することが適当であるかという問いに対して、本研究プロジェクトは、国際法プロセスにおいて問題となりうる帰属の1つ1つについて、その原理を解明することによって、一定の答えを与えたと考えている。

研究成果の概要（英文）：The distinction between *acta jure imperii* and *acta jure gestionis*, while playing a pivotal role in the law of state immunity, appears alien to the law of state responsibility. However, recent practice has shown normative overlaps between these different areas of international law. First, the attribution of conduct under ARSIWA Article 5 is informed by the sovereign/commercial dichotomy. Thus, *acta jure gestionis* are excluded from the scope of attributable conduct. Second, attribution standards under the law of state responsibility are applied to determine whether a state official is entitled to immunity *ratione materiae*. The present study examined whether the sovereign/commercial dichotomy dictates attribution under ARSIWA Article 5, and whether the attribution rules in the ARSIWA properly demarcates the scope of functional immunity. Through this bifurcate analysis, this study disentangled the confusing relationships between state responsibility and immunity in international law.

研究分野：国際法学

キーワード：帰属 国家責任 国家免除 法律行為 代表 国家主権

1. 研究開始当初の背景

国際法において帰属 (attribution) といえば、何よりもまず行為 (conduct) の帰属が想起される。行為帰属は、自然人の特定の行為が、国際法の観点から、国の行為と性格づけられるか否かを確定するための法的作業と定義され (Luigi Condorelli & Claus Kress, 'The Rules of Attribution: General Considerations', in James Crawford, Allan Pellet & Simon Olleson eds., *The Law of International Responsibility* (Oxford University Press, 2010), p. 221, at 221)。これまでもっぱら国家責任 (または国際責任) の問題として論じられてきた。しかし、国が自然人を通じてのみ行動することのできる抽象的な実体であるということ、そして国際法が依然として、主にそのような国によって形成され、また国の活動を規律する法であることに鑑みれば、(行為帰属を含め) 帰属という作業が国際法のあらゆる文脈において問題となりうるのは当然のことである (帰属の遍在性)。言い換えれば、帰属は、それによってはじめて国際法が法として機能するという意味において、不可欠の法的作業ということが出来る。しかし、この根本的重要性に見合う研究がこれまで十分にはなされてこなかったように思われる。

もっとも、そうした研究が皆無であったわけではない。たとえば、1999年の旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) *Tadic* 事件上訴裁判部本案判決を契機に、武力紛争の分類 非国際的武力紛争の当事者たる反政府組織が外国のために行動することによって当該武力紛争が国際化するか否かの判断 もまた、広義の帰属の問題であるということが認識されるに至った。争いがあるのは、武力紛争の分類においても、国家責任の文脈で発展してきた行為帰属基準が適用されるか否か、についてである。帰属という法的作業の目的が異なれば、その基準も異なりうるという見解 (James Crawford, *State Responsibility: The General Part* (Cambridge University Press, 2013), at 146-156) もあれば、同一の基準が適用されるという主張する論者 (Remy Jorritsma, *Where General International Law meets International Humanitarian Law: Attribution of Conduct and the Classification of Armed Conflicts*, *Journal of Conflict & Security Law*, Vol. 23, No. 3 (2018), pp. 405-431) もいる。

そして近年、武力紛争の分類以外にも、国家責任の成否について判断することを目的としない場面であるにもかかわらず、国家責任法上の行為帰属基準の適用が論じられ、実際に適用される例が多くみられる。そうした事例は、慣習国際法の形成・認定や条約の解釈といった法源論から、国家免除、自衛権、人権の国際的保障、通商・投資に至るまで、きわめて多岐にわたる分野において観察される。かくして、「帰属」という法的作業を軸として、国際社会における広範な法現象を鳥瞰し、体系的な解説を提供する研究が求められていた。

2. 研究の目的

かくして、一方で「帰属」は国際法に遍在する法的作業であるが、他方もっぱら国家責任法上の行為帰属の問題として論じられてきたため、帰属を規律する国際法は偏った発展をしてきたといえる。それゆえに、国際法委員会 (ILC) によって2001年に採択された国家責任条文の関連規定が、国家責任の成否を判断する以外の場面で適用される事例がみられる。また反対に、国家責任以外の文脈で発展してきた規則や基準が、国家責任法上の行為帰属の基準として用いられる、あるいは、行為帰属を規律する国家責任法の発展に影響を与えるという現象も観察される。帰属とはまさに、国際法上の「国家」とは何かを明らかにする作業であるが、「国家」があらゆる文脈で同じように把握されるとは限らない。

以上を踏まえて、本件課題のもとでの研究プロジェクト (以下、本研究プロジェクト) の目的は以下のように設定された。すなわち、国家責任の文脈において発展してきた行為帰属基準がそれ以外の文脈で適用されている、また反対に、国家責任以外の文脈で発展してきた基準が国家責任の成否を判断するための行為帰属の基準として用いられることがあるという現状の下、その是非 正当化されるのか、されるとすればいかなる範囲においてか を問うことで、国際法上の「国家」概念の多元性ないし多面性を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

これまで責任法が念頭に置いてきたのは事実としての行為 (conduct/fait) の帰属であり、これは、法律行為 (act/acte) の帰属、すなわち、誰が国を代表するのか、誰の意思表示が国際法上国のそれとみなされるのかという問題とは区別されねばならない (瀧本正太郎「国際法における無効の機能 責任との比較において」『国際法外交雑誌』102巻4号(2004年)639-668頁; 藤澤巖「国家責任法上の行為帰属基準の射程 代表の概念を例に」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編『国際法のダイナミズム 小寺彰先生追悼論文集』(有斐閣、2019年)293-312頁)。本研究プロジェクトは、この区別を重視しつつも、両者を研究対象とする。

本研究プロジェクトの第一段階は、行為帰属を規律する国家責任法 (狭義の行為帰属法) の規範構造を明らかにすることであった。研究代表者のこれまでの研究により、国家責任法において、国の行為の範囲は、行為者と国との間の職務関連性 (functional link) の存在が行為帰属の必要条件であるという意味において限界はあるものの、国際関係の安定と行為者の性質に応じた一

定の政策的考慮との比較衡量によって動的に定められる、という仮説を立てた。この仮説を、研究分担者との討議を通じて検証し、狭義の行為帰属法の規範構造についての理解を共有した。

その上で、国家責任に限られない国際法の各分野が「帰属」という法的作業をいかに規律しているか（広義の帰属法）の全体像を明らかにすべく、以下の法的論点の分析に取り組んだ。

(1) 法源論（その1）：慣習国際法の認定および形成

ILCによると、慣習国際法規則の存在と内容の確定には、一般慣行と法的信念の二要素の確認が必要である（2018年 ILC 結論草案2）。そして一般慣行とは、主に国家実行であり、これは国の、すなわち、国に帰属する行為から構成される（同5）。ILCは、そのコメンタリーにおいて、国家責任条文の帰属規則に言及している。しかし、下級官吏の権限超越行為は、確かに国に帰属し、国家責任を生じさせるが、当該下級官吏がいかに法的信念をもって行動していたとしても、法律行為の帰属を規律する主たる国際法である条約法の基準（条約法条約7条など）によれば、その意思を国のそれとみなすことは難しい。となれば、慣習国際法の認定において責任法の行為帰属基準を適用するということは、慣習法の認定（または形成プロセス）を国の意思から切り離すことを意味してしまう。ゆえに、少なくとも数の政府が責任法の帰属基準を適用することに反対し、結果的に ILC も立場を明確にすることを避けたものと思われる。では、国家責任法上の行為帰属規則は、そもそもノどの範囲で、慣習国際法認定のための一般慣行の特定において用いられるのだろうか。

(2) 法源論（その2）：条約解釈における事後に生じた慣行

ILCは、慣習国際法の認定に関する作業と並行して、条約解釈との関係における事後の合意および事後に生じた慣行に関する作業に取り組み、2018年に結論草案を採択した。そこでは、慣習国際法の認定に関する結論草案同様、国家責任条文の行為帰属規則への言及がある（結論草案5およびそのコメンタリー）。条約が国の意思の明示的な合致によって成立するものと理解されてきたことに鑑みれば、責任法の行為帰属基準の適用可能性については、慣習法の場合以上に慎重に検討する必要があるように思われる。

(3) 国家免除・政府職員の免除：事項的または機能的免除の射程

国は国際法上、外国の裁判所において免除を享有する。しかし、形式的には国が被告とはなっていない場合であっても、法廷地国の裁判所が管轄権行使を控えなければならない場合があると考えられており、その射程の確定において、責任法の帰属基準を適用する事例がみられる。すなわち、当該被告（人）の問題の行為が国際責任法に基づいて国に帰属する場合、その訴訟は、当該国が享有する裁判権免除の射程に含まれ、外国が裁判権を行使することは認められないという理解である（2006年 Jones 事件英国貴族院判決）。これに対しては、反対説も有力に主張されている（Zachary Douglas, 'State Immunity for the Acts of State Officials', *British Yearbook of International Law*, Vol. 82 (2012), pp. 281–348; Chimene I. Keitner, 'Categorizing Acts by State Officials: Attribution and Responsibility in the Law of Foreign Official Immunity', *Duke Journal of Comparative and International Law*, Vol. 26, No. 3 (2016), pp. 451–478）。国が国際法上享有する主権免除の射程の確定において、責任法の帰属規則は適用されるのだろうか。

(4) 自衛権：攻撃の主体（authorship）の確定

従来、自衛権の行使が認められるのは、国による他国に対する「武力攻撃」が発生した場合に限られると考えられてきた（2004年国際司法裁判所（ICJ）占領されたパレスチナ領域における壁建設の法的帰結事件勧告的意見）。この場合、自衛権行使の可否を判断するためには、先行する攻撃が国に帰属するかどうかを確定する必要があった。しかし、非国家アクターが国に匹敵する規模の武力を行使する現実を前に、攻撃の主体が国でなくとも、自衛権の行使が認められるとする見解が有力化しつつある。その中で Tsagourias は、それでも攻撃の主体を確定する必要のあるのは、非国家アクターに対する自衛権の行使は、武力行使禁止原則には反しないものの、領域国に対する領域主権の侵害および不干渉義務の違反を生じさせるからだ指摘する。もっとも、自衛権は二次規則（責任法規則）としても作用し、それら違反の違法性を阻却する（国家責任条文21条）が、金銭補償の問題は残る（同27条）という（Nicholas Tsagourias, 'Self-Defence against Non-state Actors: The Interaction between Self-Defence as a Primary Rule and Self-Defence as a Secondary Rule', *Leiden Journal of International Law*, Vol. 29, No. 3 (2016), pp. 801–825）。もしそうであれば、攻撃の主体の確定は、自衛権行使の可否を判断するための作業ではなく、責任法上の作業だということになる。となれば、責任法の帰属規則の適用が正当化されるのだろうか。

(5) 国際投資法：投資保護条約にいう「投資家」

投資条約仲裁において、しばしば、一定程度公的な性格を有するものの、国とは別個の法人格をもつ実体が、外国において商業的活動に従事する過程で、当該外国による投資保護条約の違反があったとして、その責任を追及する例がみられる。最近の例を挙げると、ドイツの州立銀行がスペインを相手取った事例で、仲裁廷は、本件が実際には国家間の事件であるという被申立国の主張を却ける際、当該銀行の行為が ILC 国家責任条文に基づいてドイツに帰属するというこ

が示されていないと判示した(2019年 *Landesbank Baden-Württemberg* 事件判断)。責任法の帰属規則は、申立人が投資保護条約にいう「投資家」に該当し、仲裁を利用して救済を求めることができるかどうかを判断する際にも適用されるのだろうか。

もっとも、以上は本件研究プロジェクト開始時点において検討の対象に含めていた法的論点の例であり、現実の動向を踏まえて柔軟に対応してきた。

4. 研究成果

本研究プロジェクトを通じて具体的な成果が得られたものを中心にまとめると、以下のとおりである。

(1) 国家責任条文 5 条について

国家責任条文 5 条は、国家機関ではないが、国の「統治権能の要素」を行使する実体の行為は国に帰属すると定める。問題は、「統治権能の要素」とは何か、である。この点、5 条に基づいて国に帰属する行為は、国家免除の文脈で業務管理行為 (*acta jure gestionis*) と区別される主権的行為 (*acta jure imperii*) であると主張されることがあり、また、そのように述べる裁判例も存在する。

この点、本研究プロジェクトの成果として、Yohei Okada, 'Can Acta Jure Gestionis Be Attributable to the State? A Restrictive Doctrine of State Responsibility', *European Journal of International Law*, Vol. 34, No. 2 (2023), pp. 383–414 は、国家責任法と国家免除法の間には概念的重複が存在することには理由があることを明らかにした。すなわち、多くの場合、国家免除法上、業務管理行為と性格づけられる行為は、国家責任条文 5 条の下では国に帰属しない。しかし、重要な点として、例外的に帰属しうる場合があることもまた明らかとなった。その結果、国家責任条文 5 条は、この問題を規律する現行の国際法規則を適切に表現していないと結論づけ、次のような文言を提案するに至った。

The conduct of a person or entity which is not an organ of the state under Article 4 but which is empowered by the law of that state to exercise a public function shall be considered an act of the state under international law unless in the particular instance,
(a) The person or entity acts in its private capacity; or
(b) The person or entity acts without exercising sovereign prerogatives and is free from state involvement beyond general regulations.

(2) 国家責任条文 11 条について

ILC 国家責任条文 は、その第 1 部第 2 章に「行為の国への帰属」に関する 8 つの条文を置いている。その最後に位置する 11 条は次のように定める。

前条までの規定に基づいて国に帰属しない行為であっても、当該国がその行為を自らのものとして認知しかつ採用する (acknowledges and adopts) 場合には、その限りにおいて、国際法上当該国の行為とみなす。

この条文は、本研究プロジェクトの仮説「行為者と国との職務関連性あるいは受任 (agency) 関係の存在が行為帰属の必要条件である」に照らせば、「異質」というべきである。なぜなら、行為実行時における職務関連性 / 受任関係の不存在にもかかわらず、事後的な認知・採用によって、当該行為がさかのぼって国の行為とみなされるようになるからである。

この点、本件研究プロジェクトの成果として、岡田陽平「行為帰属と禁反言法理——国家責任条文 11 条の解説」(国際法学会 2023 年度 (第 126 年次) 研究大会、2023 年 9 月 6 日) は、国家責任条文 11 条にいう認知・採用が独立の行為帰属基準として現行国際法上妥当しているわけではない、と結論づけた。そして、11 条の適用が想定されている事態の一部は、狭義の行為帰属法によってではなく、法の一般原則である禁反言の法理によって規律されると思われる。本研究プロジェクトメンバーの先行研究 (若狭彰室「国際法における禁反言法理の正当化原理」『世界法年報』39 巻 (2020 年) 116–145 頁、もっともこの論稿は本研究プロジェクトの成果ではない) を受けて、禁反言法理は、確かに狭義の行為帰属法と関連性を有するものの、事实现象を対象とする後者とは異なり、むしろ代表 (representation) の問題であり、両者は区別して論じなければならない。

(3) 政府職員の免除 (とりわけ事項的免除) について

事項的免除によってカバーされる公的行為の範囲は、原則として、国家責任条文 4 条に基づいて国に帰属する行為の範囲と重なるように思われる。本研究プロジェクトの成果である、岡田陽平「外国刑事管轄権から免除される政府職員の公的行為——国際法における『帰属』の遍在性に関する一考察」『法学志林』120 巻 2 号 (2022 年) 71–108 頁は、国家責任法と国家免除法の間には一定の規範的重なりがあるとの結論に至った。政府職員の事項的免除は、自己組織に干渉されない国の権利として把握することができる。国は自己組織について排他的に決定することができるが、これを責任法の側からみれば、国は、国家組織に属する者の行為を、国際関係において、自己のものとして引き受けねばならない、ということになる。かくして、行為者が国家機関の地位を有する限り、その行為者が政府職員として事項的免除を援用しうるかどうかという

問題と、当該行為がその本国に帰属するかどうかという問題は、同じ基準によって判断されることになる。したがって、事項的免除が（政府職員個人ではなく）国の権利であり、また、国家主権に基礎づけられるものであるとしても、その射程が（国自身の免除とは異なり）業務管理行為にも及ぶことは十分に正当化される。

(4) 今後の課題について

本研究プロジェクトは、国際法において帰属という法的作業が問題となりうるあらゆる場面について検討しようとしたものであったが、次期研究プロジェクト（「国際法における私的・商業的なものの位置づけに関する研究」）に持ち越した部分も少なからずある。具体的には、人権や投資の分野で見られる、私人に開かれた救済手続を、国家機関ではないが国と一定のつながりをもつ実体（国有企業や中央銀行）が利用可能か、という問題がその一例である。投資分野については、Kento Nisugi, 'Piercing the "National" Veil of State-Backed Investors in ICSID Arbitration: Beyond Broches Test and ARSIWA', OSIPP Discussion Paper (October, 2023) という成果を生み出すことができたが、人権分野については、関連の実行の分析に取り組んでいるところであり、その成果をできる限り早い段階で論文にまとめたいと考えている。

また、法律行為の帰属、代表の問題をめぐっては、上述のとおり国家責任条文 11 条の分析を通じて、一定の成果が得られたものの、それ以上については今後の課題とせざるをえなかった。しかし、田中佐代子「国連における国家の代表権問題の検討 実効性と正統性の調和的理解を目指して」(国際法学会 2023 年度(第 126 年次)研究大会、2023 年 9 月 6 日)を通じて、政府をめぐり国際法上の諸問題を紐解いていくことの必要性を認識した。

これらの問題は、引き続き次期研究プロジェクトにおいて取り扱う。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 岡田陽平	4. 巻 1165
2. 論文標題 公的資格は無関係か：現職国家元首に対する逮捕状発付にみる国際刑事裁判所と国連安全保障理事会の関係	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 34-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二杉健斗	4. 巻 37
2. 論文標題 自由貿易協定（FTA）とサステナビリティ - EUのFTAにおける「貿易と持続可能な発展」章の意義と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 69-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中佐代子	4. 巻 118(4)
2. 論文標題 国際法上の自衛権行使の武力攻撃要件における攻撃国の意図	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 99-122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Okada Yohei	4. 巻 23
2. 論文標題 Deprivation or Circumvention of the UN's Immunity	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of International Peacekeeping	6. 最初と最後の頁 121 ~ 148
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/18754112-02303002	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Okada Yohei, White Nigel D.	4. 巻 23
2. 論文標題 Overcoming the Hurdles to Accountability in UN Peacekeeping	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of International Peacekeeping	6. 最初と最後の頁 117 ~ 120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/18754112-02303001	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Okada Yohei	4. 巻 Zoom-in 72
2. 論文標題 The Immunity of International Organizations before and after Jam v IFC: Is the Functional Necessity Rationale Still Relevant?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Questions of International Law	6. 最初と最後の頁 29 ~ 44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岡田陽平	4. 巻 119(1)
2. 論文標題 行為帰属法の規範構造：国家責任条文第5条の解釈を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 57 ~ 91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田陽平	4. 巻 29
2. 論文標題 <文献紹介>Csaba Kovacs, Attribution in International Investment Law	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 199 ~ 204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二杉健斗	4. 巻 29
2. 論文標題 <文献紹介>Rodrigo Polanco, The Return of the Home State to Investor-State Disputes: Bringing Back Diplomatic Protection?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 194 ~ 199
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 若狭彰室
2. 発表標題 安全保障例外の法的性質
3. 学会等名 第213回国際立法研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	若狭 彰室 (Wakasa Amuro) (00780123)	東京経済大学・現代法学部・講師 (32649)	
研究分担者	田中 佐代子 (Tanaka Sayoko) (20709323)	法政大学・法学部・教授 (32675)	
研究分担者	二杉 健斗 (Kento Nisugi) (30824015)	大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授 (14401)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	新倉 圭一郎 (Niikura Keiichiro) (70803146)	東京都立大学・法学政治学研究科・准教授 (22604)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関